仙台市老人つどいの家設置助成要綱に基づく助成基準

１　要綱第６条第２項第１号に規定する家屋借上料（家賃）助成額については，設置者が契約した借上料の範囲内とするが，最高限度は月３５，０００円とする。

２　要綱第６条第２項第２号から第５号までに規定する運営費助成額については，前年度の開所日数から算出される月平均利用回数及び光熱水費の実績により次のとおりとする。

　(1)　月平均利用回数が６回以上の好日庵については月８，０００円とする。

　(2)　月平均利用回数が６回未満の好日庵については光熱水費の月額により次の額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 　光熱水費（１月あたり） | 運営費助成額（１月あたり） |
| ０円 | ３，０００円 |
| １円～１０，０００円 | ４，０００円 |
| １０，００１円～２０，０００円 | ５，０００円 |
| ２０，００１円以上 | ６，０００円 |

３　各年度１２月に相当する額とする。ただし，要綱第７条第２項に規定する助成金の交付決定が年度の途中である場合については，当該決定をした日の属する月以降の月数に対応する額とする。

４　要綱第７条第３項に規定する繰越金にかかる減額については，決算における繰越金が１５０，０００円を超えた場合に行うものとし，減じる額は，その超過額のうち

１，０００円未満を切り捨てた額とする。

　　附　則

　　この助成基準は平成７年４月１日から施行する。

　　附　則

　　この改正は平成１７年４月１日から施行する。

　　附　則

　　この改正は平成３１年４月１日から施行する。